明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍島根県浜田市京町一五番地、最後の住所広島市佐伯区利松一丁目一二番三四―二〇七号　被相続人　亡　山根　英朗

右被相続人は推定平成二十七年二月三日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十七日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月三日

島根県浜田市蛭子町一五番地

相続財産管理人　山根　稔

限定承認公告

本籍鹿児島県肝属郡南大隅町根占横別府三一九一番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区湯川新町三丁目一番六七号　被相続人　亡　打越　政実

右被相続人は平成二十六年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十四日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月三日

福岡県北九州市小倉北区田町一二番九号

限定承認者打越睦美

成年後見人　加藤　丈雄

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年八月四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年七月三日

川崎市宮前区犬蔵一丁目二三番一三

株式会社パスポート

代表取締役　濵田総一郎

訂正公告

平成二十七年五月二十七日（号外第一一八号）掲載の第二十五期決算公告（枠組）中、「代表取締役　木本　近平　好文」とあるは「代表取締役　木本　正久」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月三日

岩手県北上市北工業団地一番一六号

株式会社サステック東北

代表取締役　木本　正久

訂正公告

平成二十七年六月二十二日（号外第一三八号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑧平成25年5月14日」とあるは「⑧平成27年5月14日」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月三日

東京都品川区南品川五丁目六番二号―九〇七

株式会社ＫＮクリエーション

代表取締役　野田　薫

訂正公告

平成二十七年六月二十九日（号外第一四五号）掲載の十六コンピュータサービス株式会社に係る第三〇期決算公告（枠組）中、代表取締役「名知　清仁」とあるは「名知　清仁」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月三日

扱　店

訂正公告

平成二十七年六月二十九日（号外第一四五号）掲載の株式会社インタラクティブブレインズに係る第十四期決算公告（枠組）中、「平成26年6月26日」とあるは「平成27年6月26日」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年七月三日

扱　店

取消公告

平成二十七年六月二十三日（号外第一三九号）掲載の第六期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十七年七月三日

東京都千代田区神田錦町二丁目九番地

安田不動産パーキング株式会社

代表取締役社長　髙橋　進

正　誤

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）内閣府告示第四十九号（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等）（原稿誤り）

六六九ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
25,040	250×加算率
12,520	120×加算率
8,340	80×加算率
6,260	60×加算率
5,000	50×加算率
4,170	40×加算率
3,570	30×加算率
3,130	30×加算率
2,780	20×加算率

六七三ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
24,820	240×加算率
12,410	120×加算率
8,270	80×加算率
6,200	60×加算率
4,960	40×加算率
4,130	40×加算率
3,540	30×加算率
3,100	30×加算率
2,750	20×加算率

六七七ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
24,180	240×加算率
12,090	120×加算率
8,060	80×加算率
6,040	60×加算率
4,830	40×加算率
4,030	40×加算率
3,450	30×加算率
3,020	30×加算率
2,680	20×加算率

六八一ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
23,750	230×加算率
11,870	110×加算率
7,910	70×加算率
5,930	50×加算率
4,750	40×加算率
3,950	30×加算率
3,390	30×加算率
2,960	20×加算率
2,630	20×加算率

六八五ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
22,890	220×加算率
11,440	110×加算率
7,630	70×加算率
5,720	50×加算率
4,570	40×加算率
3,810	30×加算率
3,270	30×加算率
2,860	20×加算率
2,540	20×加算率

六八九ページ表中施設長に係る経過措置が適用される場合の欄は次のとおりの誤り。

施設長に係る経過措置が適用される場合	
処遇改善等加算	
22,250	220×加算率
11,120	110×加算率
7,410	70×加算率
5,560	50×加算率
4,450	40×加算率
3,700	30×加算率
3,170	30×加算率
2,780	20×加算率
2,470	20×加算率

◉号外　七月三日付第一五〇号九六　ページ●同日付政府調達第一二四号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）